

令和6年産に向けた土づくり推進基本方針

I 基本方針

土壌は農業生産の基礎であり、健全な土づくりを推進することは、高温等の気象変動に加え、肥料の原料価格が高騰する中で、農業生産の安定を図るとともに、高品質で美味しく安全・安心な農産物を供給する上で極めて重要である。

また、富山県適正農業規範（とやまGAP規範）を踏まえ、環境にやさしく持続性の高い農業生産の普及拡大や、土壌の特徴に応じた土づくりと化学肥料施用量の適正化を図る必要がある。

このため、土壌分析・診断に基づく土壌改良資材や堆肥の施用、地力増進作物の活用等による土づくりを全県運動として推進する。

《 推進目標 》 「いざ土づくり！ 美味しい富山を届けよう！」

1 土壌改良資材の施用による不足養分の補給と酸性の矯正	⇒ ケイ酸質資材や石灰質資材、加里質肥料等の確実な施用
2 有機物の施用による腐植等の増加	⇒ 堆肥や発酵鶏ふん等の有機物の施用、地力増進作物の活用
3 深耕等による作土深の確保と排水性の改善	⇒ 作土深 15cm 以上の確保 排水溝の設置や心土破碎等の実施

II 重点推進事項

土壌分析・診断に基づき、不足する養分の補給や酸性の矯正、有機物の施用、作土深の確保等、総合的な土づくりを推進する。

1 土壌改良資材の施用による不足養分の補給と酸性の矯正

- ・土壌診断結果等に基づくケイ酸・加里等の不足養分の補給や酸性矯正のため、ケイ酸質資材等の土壌改良資材の継続的な施用

2 有機物の施用による腐植等の増加

- ・土壌中の腐植や加里等の不足養分を補うため、堆肥や発酵鶏ふん等有機物施用の推進
特に、腐植含量の少ない沖積・乾田土壌地帯での有機物の積極的な施用
- ・大麦あとや大豆作付前のほ場への地力増進作物の作付け等、輪作体系への地力増進作物の積極的な導入
- ・稲わら等の腐熟を促進するための秋耕を実施

3 深耕等による作土深の確保と排水性の改善

- ・プラウ耕や速度を落とした丁寧なロータリ耕、秋耕や春耕の実施等による作土深15cm以上の確保
- ・秋耕後に排水溝を設ける等の排水対策の実施
- ・大麦、大豆及び園芸作物等の作付け予定ほ場における、額縁排水溝の早期設置、排水口との連結、心土破碎等による排水性の改善

III 推進対策

1 土づくり運動の展開

土づくり運動期間（秋期：9月15日～11月15日・「10月1日『土の日』」、春期：3～4月）に、ポスターやチラシの配布、広報、研修会の開催等により、土づくりの普及啓発を推進する。

2 土壌分析・診断の実施と診断結果の活用

土壌診断マニュアル（平成29年3月作成）を活用し、土壌分析・診断の実施や診断結果に基づいた的確な土づくりの指導・普及啓発に努めるとともに、化学肥料施用量の適正化を図る。

3 地域ぐるみの土づくり体制の確立

土づくり用機械・施設の整備等により、土づくり作業の共同化や受委託を推進する。

また、環境保全型農業関連施策や農業団体の助成を活用した土づくり、富山県適正農業規範を踏まえた環境にやさしい農業を一層推進する。

さらに、耕畜連携の強化により、完熟堆肥の円滑な供給・利用を推進する。